

ご相談にあたってのご確認事項

筑波大学心理・発達教育相談室

＜筑波大学心理・発達教育相談室の運営目的＞

- 心理相談と発達相談の実践的な研究と、学生等の教育・研修をおこなうことを目的に運営されております。

＜相談について＞

- 相談は原則として、当相談室にて行います。
- 1回の相談の時間は、面接の種類に応じて異なりますが、おおよそ1時間前後となります。
- 相談料金は別に定めます。
- 現在、利用者が来談目的の内容に関連する治療などをすでに他機関で受けている場合は、その機関の了解を得た上でお申し込み下さい。相談担当者は、利用者の承諾のもと、その機関の担当カウンセラーや主治医、その他関係者と連絡をとらせていただくことがあります。

＜相談者のプライバシー保護について＞

- 相談利用の事実および相談内容に関しては、下記の場合を除き、守秘義務を厳守します。
- 下記の項目については、同意を得ずに医療機関を含む他者に対して情報公開を行うことがあります。
 - 利用者自身または他者に重大な危険が及んでいる、または及びそうな場合
 - 法に従って証言の義務を課せられる場合
- よりよいサービスを提供するにあたり、当相談室内の相談担当者間で、守秘義務を条件に情報を共有することがあります。
- 相談の経過を、学術論文として教育学、心理学、医学系学会等において公表することがありますが、報告は、個人が特定されることのないように十分配慮し個人情報守秘されます。

<健康保険，診断書，薬について>

- 当相談室は医療機関ではございませんので，健康保険の使用，診断書の発行などはできません。また，お薬もお出しできませんので，ご了承ください。

<他機関へのご紹介について>

- ご相談いただいた内容により，当相談室での対応が難しい場合は，ご相談をお断りさせていただき，他機関をご案内させていただくこともございます。

<陪席・観察・記録について>

- 主な面接担当者に加え，相談員の教育・養成の一環として，陪席者の同席をお願いする場合があります。
- 上記の理由より，面接の様子について相談員が別室からの観察をお願いする場合があります。
- 相談や面談，指導にあたり，筆記による文書記録をとらせていただいております。また，ビデオによる映像記録等をとらせていただくこともあります。
- 記録は，後に主な面接担当者と相談研修員とで振り返り，相談内容についての検討および面接技能の向上のために用いています。
- 相談の文書記録やビデオによる映像記録は，氏名等個人情報を伏せ，また，画像でも個人が特定されないよう加工した上で，専門家の養成のための教育的な教材として用いさせていただくこともあります。
- 記録は厳重に保管し，ご相談内容を含め固く秘密を守ることをお約束いたします。